

副本

平成27年（行ウ）第429号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

準備書面 (8)

平成29年12月22日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

被告指定代理人

大	津	由	
齋	藤	聡	
松	林	健一	
灘	波	慶	
山	崎	智	
加	藤	蔵	
宮	野	理	
西	田	真	
柳	田	勝	

第1	本件追加開示決定④の内容等	4
第2	イラク戦争に関する諸外国の報告書に基づく原告の主張に理由がないこと	7
1	原告の主張	7
2	被告の反論	7
第3	本件文書1が非公開を前提として作成されたことに関する原告の主張に理由がないこと	9
1	原告の主張	9
2	被告の反論	9
第4	記載自体が一定の価値判断や評価を伴うことに関する原告の主張に理由がないこと	11
1	原告の主張	11
2	被告の反論	11
第5	本件文書1の各不開示部分の不開示情報該当性	12
1	1ページ21行目17文字目から22行目まで及び参考資料3に係る不開示部分について	12
2	1ページ脚注3行目から6行目までについて	13
3	項目「国際社会の情勢」について	14
4	項目「日本の状況」について	14
5	項目「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」について	15
6	項目「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求、指針」について	17
7	項目「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」について	19
8	項目「検討・意思決定プロセス」について	20
9	項目「武力行使の支持に至るプロセス」について	21

10	項目「米側への働きかけ」について	21
11	項目「米国以外の各国への働きかけ」について	22
12	項目「武力行使の法的側面」について	23
13	項目「武力行使支持の理由」について	24
14	項目「国民への説明責任についての検証」について	24
15	項目「情報収集・分析」について	25
16	項目「政策決定・実施」について	26
17	項目「国民への説明責任」について	26
18	「参考資料2（検証チーム名簿）」について	27
19	小括	28
第6	結語	29

外務大臣は、今般、平成29年10月31日付け情報公開第01113号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」をもって、本件文書1に関する追加開示決定を行い、原告に対し、その旨を通知した（以下「本件追加開示決定④」という。）。

被告は、本準備書面において、本件追加開示決定④によって新たに開示された範囲等を明らかにするとともに、本件文書1の不開示部分に係る不開示決定が適法であることについて、原告の平成29年8月28日付け準備書面（6）（以下「原告準備書面（6）」という。）及び同（7）（以下「原告準備書面（7）」という。）に対し必要と認める限度で反論するとともに、従前の主張を補充して主張する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるほかは、従前の例による。

第1 本件追加開示決定④の内容等

本件追加開示決定④の結果、本件文書1について追加開示がされた部分は、以下のとおりである（乙第15号証、第16号証）。

- 1 2ページ（1行目から11行目まで－「(7) 湾岸戦争」の本文、12行目1文字目から3文字目まで－項目「(4)」、13行目から35行目まで－「(4) 大量破壊兵器の隠匿」の本文、36行目1文字目から3文字目－項目「(4)」、37行目及び38行目－「(4) 2001年以降の展開」の本文、脚注1行目から3行目まで
- 2 3ページ－「(4) 2001年以降の展開」の本文続き及び脚注
- 3 4ページ（1行目から3行目まで－「(4) 2001年以降の展開」の本文続き、4、5、17及び34行目の各1文字目から3文字目まで－項目「(2)」、「(7)」ないし「(4)」）
- 4 5ページ（5行目1文字目から3文字目まで－項目「(3)」、6行目から8行目まで－「(3) 日本の状況」の本文の一部、14行目1文字目から2文字目まで－項目「2.」、15行目から18行目まで、28行目18文字目から2

- 9行目20文字目まで及び32行目から33行目34文字目まで一項目「(1)」及び本文の一部)
- 5 6ページ(2行目1文字目から3文字目まで一項目「(2)」, 11行目から13行目9文字目まで, 13行目35文字目から20行目11文字目まで, 23行目14文字目から26行目まで一「(2)」の本文の一部, 項目「(3)」及びの本文の一部, 35行目から39行目27文字目まで一項目「(4)」及び本文の一部)
- 6 7ページ(2行目1文字目から34文字目まで, 7行目1文字目から22文字目まで, 8行目31文字目から14行目3文字目まで一項目「(4)」の本文の一部及び項目「(5)」, 21行目から23行目21文字目まで, 26行目から32行目10文字目まで一項目「(6)」及び本文の一部, 34行目1文字目から2文字目まで一項目「3.」, 35行目から37行目4文字目まで一項目「(1)」及び本文の一部)
- 7 8ページ(1, 5, 10, 14, 19, 22, 26及び31行目の各1文字目から3文字目まで一項目「(2)」ないし「(9)」, 37行目8文字目から40文字目まで一「(9)」の本文の一部)
- 8 9ページ(1行目から2行目4文字目まで一「(9)」の本文の一部及び項目(10)), 10行目1文字目から4文字目まで一項目「(11)」, 23行目1文字目から14文字目まで一項目「(12)」及び本文の一部, 23行目27文字目から25行目5文字目まで一(12)の本文の一部, 29行目1文字目から2文字目まで一項目「4.」, 30行目1文字目から3文字目まで一項目「(1)」37行目1文字目から3文字目まで一項目「(2)」)
- 9 10ページ(10及び14行目の各1文字目から3文字目まで一項目「(3)」及び「(4)」, 18行目1文字目から2文字目まで一項目「5.」, 19行目1文字目から3文字目まで一項目「(1)」, 21行目22文字目から23行目まで一「(1)決定・意思決定プロセス」の本文の一部, 32行目1文字目から3

- 文字目まで一項目「(2)」, 33行目から35行目まで一項目「(7)」及び本文の一部
- 10 11ページ(13行目1文字目から3文字目まで一項目「(i)」, 19行目29文字目から21行目29文字目まで一「(i)」の本文の一部及び26行目1文字目から3文字目まで一項目「(ii)」)
- 11 12ページ(5行目1文字目から3文字目まで一項目「(i)」, 18行目1文字目から3文字目まで一項目「(3)」, 28行目6文字目から29行目まで一「(3)米側への働きかけ」の本文の一部, 36行目1文字目から3文字目まで一項目「(4)」)
- 12 13ページ(3行目から4行目6文字目まで, 8行目26文字目から9行目16文字目まで, 15行目4文字目から17行目25文字目まで, 23行目30文字目から39文字目まで, 24行目32文字目から25行目25文字目まで一「(4)米国以外の各国への働きかけ」の本文の一部, 26行目1文字目から3文字目まで一項目「(5)」)
- 13 14ページ(10行目1文字目から3文字目まで一項目「(6)」, 24行目1文字目から2文字目まで一項目「6.」, 25行目1文字目から3文字目まで一項目「(1)」, 32行目15文字目から33行目3文字目まで一「(1)」の本文の一部, 37行目3文字目から40行目まで一項目「(2)」及び本文の一部)
- 14 15ページ(1行目から23行目2文字目まで一「(2)」の本文の一部, 「(3)」ないし「(5)」の項目及び本文, 項目「7.」, 25行目1文字目から3文字目まで一項目「(1)」, 26行目23文字目から28行目18文字目まで, 31行目及び脚注1行目から7行目まで一「(1)」の本文の一部及び脚注)
- 15 16ページ(1行目から3行目24文字目まで一「(1)」の本文の一部, 6行目から7行目15文字目まで一項目「(2)」及び本文の一部, 13行目1文字目から3文字目まで一項目「(3)」, 15行目21文字目から16行目1

5文字目まで－「(3)」の本文の一部，20行目から21行目13文字目まで－「【政策決定・実施】」の項目「(1)」及び本文の一部，25行目から26行目22文字目まで－項目「(2)」及び本文の一部，29行目1文字目から34文字目まで－項目「(3)」及び本文の一部，35行目から37行目7文字目まで－項目「(4)」及び本文の一部)

16 17ページ(1行目1文字目から3文字目まで－項目「(5)」)

17 26ページ(「検証チーム名簿」4行目から7行目まで)

18 2ページから17ページまで及び27ページの最下部のページ数

第2 イラク戦争に関する諸外国の報告書に基づく原告の主張に理由がないこと

1 原告の主張

原告は、アメリカ、イギリス、オーストラリア等の諸外国がイラク戦争について行った検証の結果を公表しているとして、日本のみそれを明らかにできないとする合理性はないし、むしろ開示すべき公益性は高い事項であると主張する(原告準備書面(6)第2の2(3)・8及び9ページ)。

また、原告は、諸外国の上記検証の報告書において、当該国の首脳や高官が他国と会合を持ち、会話をしたこと、その内容等が明らかにされているとして、被告が主張する、国際政治上及び各国の安全保障政策上機微な問題に係る情報提供は情報内容や情報提供元を公にしないという国際慣行など存在しないと主張する(原告準備書面(7)第2の1(1)、同7、同10、同16・14、15、20、21、23、24、29ページ)。

2 被告の反論

(1) しかしながら、イラク戦争の当時及び現在における国際社会での地位、イラク戦争に対する立場、武力行使を行ったのか又はそれを支持したのか、イラク戦争の影響や国内世論等の事情は国により様々である。また、イラク戦争に関する検証の実施、公表についても各国がそれぞれの目的に基づき、判

断、実施したものである。したがって、当然のことながら、その検証や報告書の内容も国によって異なる。

本件文書1の不開示部分が我が国の情報公開法上の不開示情報（情報公開法5条3号、5号及び6号）に該当することはこれまで繰り返し主張してきたが、いずれの不開示事由も我が国にとっての「おそれ」をいうことは明らかであり、さらに、同条3号の不開示情報とは、上記おそれについて、我が国の「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」情報をいうのであり、事情の異なる諸外国が本件文書1とは別の検証報告書等を公表しているとしても、そのことは上記「おそれ」がないということの根拠とはならない。

(2) また、被告が主張した国際慣行とは、前記1のとおり、国際政治上及び各国の安全保障政策上機微な問題に係る情報内容や情報提供元を公にしないというものであり、外交活動全般について公にしないというものではない。そして、一般的に、情報収集活動に際しては、情報提供者が情報を提供したことが第三者の知るところとなれば情報提供者の信用低下や情報提供者に対する報復の可能性があることを考慮し、情報の内容や情報提供者の氏名等は公にされない（こうした情報提供者への配慮は、例えば一般企業における社内通報制度であるホットライン制度において、情報提供者の匿名性が確保されていること等からも明らかである。）。また、ある目的のためにその賛同者を得ようと他者に対して働きかけを行うような場合は、第三者による妨害等を避けるため、秘密裏に行われることが多い。これらの趣旨は、機微な問題に関する国際交渉についても当然に妥当するところ、被告の主張する「国際慣行」とは上記のような機微な問題に係る情報内容や情報提供先を公にしない慣行をいうのであり、しかも、飽くまでも「慣行」である以上、明示的な文書で規定されているものでもない。

(3) 以上のとおり、原告の前記1の主張は、各国の報告書と本件文書1が異な

る文書であることや情報公開法上の不開示事由の意義、被告の主張する国際慣行の趣旨を正解しないものであって、理由がない。

第3 本件文書1が非公開を前提として作成されたことに関する原告の主張に理由がないこと

1 原告の主張

原告は、本件文書1が非公開を前提にしていたと認める根拠はなく、仮に非公開合意が存在しても、本件文書1作成時には対イラク武力行使に対する我が国の意思決定は既に終了しており、本件文書1は当時の意思決定を検証した文書にすぎず、情報公開法5条2号口の「公にしないとの条件」で任意に提供された法人等に関する情報と異なり、本件文書1のように行政機関自身が職務上作成する文書について、行政機関内部でそのような約束がなされたとしても、そのことを根拠として直ちに不開示を正当化できるものではないと主張する（原告準備書面(7)第1の1(2)及び(3)・3ないし7ページ）。

2 被告の反論

しかしながら、これまで被告が繰り返し主張してきたとおり、本件文書1の不開示部分は、これを明らかにすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあり、さらに、本件検証の担当者やインタビューの対象者に対して不当な働きかけが行われるおそれ等があるのであり、そのことは、本件検証に関与した外務省の職員やインタビュー対象者は当然に認識するものである。そして実際に、本件文書1は公表されず、「報告の主なポイント」（甲第4号証の2）のみが公表されている（甲第4号証の1）。これらのことから、本件文書1が非公開を前提に作成されたことは明らかである。

また、情報公開法5条5号及び6号の不開示情報該当性の判断に当たっては、非公開約束があることのみをもってこれを行うことはできず、当該情報の開示

によって率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があること、あるいは国の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等が必要であることは被告としても争うものではない（被告準備書面(1)第3の2・14ないし16ページ、被告準備書面(2)第2の2・5及び6ページ）。しかしながら、同条5号について、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議及び検討等に関する情報を公にすることにより、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合には、本号に該当し得るとされている（総務省行政管理局編「詳解 情報公開法」・75ページ、最高裁第2小法廷平成11年11月19日判決・民集63巻53号1862ページ、高松高裁平成17年1月25日判決・判例タイムズ1214号184ページ）。また、同条6号についても、同種の事務又は事業が反復される場合、当該情報の開示が将来の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合にも適用されるとされている（宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説」〔第7版〕・119ページ）。

さらに、同条5号は、「国の機関、(中略)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換(中略)が不当に損なわれるおそれ(中略)があるもの」と規定し、同条6号は、「国の機関、(中略)が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、(中略)当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、行政機関自身が職務として行う検証の結果を記載した文書について除外しておらず、法は、行政機関自身が職務上作成する文書についても、公にすることにより、率直な意見の交換や事務の適正な遂行等を不当に損なうことを想定しているというべきである。

したがって、本件文書は非公開を前提に作成された文書であり、不開示部分は情報公開法5条5号及び6号の不開示情報に該当するのであり、原告の前記

1の主張はいずれも理由がない。

第4 記載自体が一定の価値判断や評価を伴うことに関する原告の主張に理由がないこと

1 原告の主張

原告は、被告が、本件文書1の不開示部分について、「記載自体が一定の価値判断や評価を伴うもの」（被告準備書面(7)第2の4(2)、同6(1)、同7(1)、同8(2)・14、16、17、20ページ）と主張したのに対し、「網羅的に事実やデータを羅列しただけの文書など一部の例外を除けば、基本的にすべての行政文書は記載自体に一定の価値判断や評価を伴うものである。」、「原資料を取捨選択するなどして事後的に作成した報告書に示されている価値判断や評価は、必然的に、相当程度抽象化されているはずであり」、一定の価値判断や評価を伴うというだけでは不開示事由該当性の説明としては足りないと主張する（原告準備書面(7)第1の2、第2の4、6、7、8、9、11、14、17・7、17、18、19、21、22、25、27ページ）。

また、原告は、「不開示部分の分量を明らかにすることで、他の項目の比較において我が国が検証に当たって当該項目をどの程度重視していたか推察することが可能となる」（被告準備書面(5)第2の3(3)ア・14ページ）、「本件文書1には、（中略）特に取捨選択された有意な情報が凝縮して記載されている」（被告準備書面(7)第1の3(2)・7ページ）との記載の分量に関する被告の主張について、変遷しており、都合よく場当たりの主張であって被告による主張立証は尽くされていないと主張する（以上、原告準備書面(7)第1の2・7ないし9ページ）。

2 被告の反論

しかしながら、被告は、記載自体が一定の価値判断や評価を伴う本件文書1の不開示部分について、当該価値判断や評価も、対イラク武力行使に関する意

思決定を行うに当たり、我が国として重要な考慮要素等を示すものとして不開示情報に該当すると主張しているのであり、記載自体が一定の価値判断や評価を伴うことから直ちに不開示情報該当性を認められると主張しているのではないから、一部の例外を除けば全ての行政文書は記載自体に一定の価値判断や評価を伴うものであるとの原告の主張する一般論は、何ら被告の上記主張を否定する根拠とはならない。記載が「必然的に、相当程度抽象化されている」との原告の主張も臆測にすぎないし、それが仮に抽象的に表現されたと評される余地があるとしても、対イラク武力行使に関する意思決定における我が国の重要な考慮要素を示すものとなり得るのであるから、そのことにより、不開示情報該当性が否定されることはない。

また、不開示部分の分量についても、本件文書1のある部分Aの分量を他の部分の分量と比較することにより、本件文書1全体に対するAの位置付けを推察することができるため、Aの分量を明らかにできないと主張することと、本件文書1の本文部分が17ページしかなく、原資料や聴き取り結果を取りまとめたものが記載されているにすぎないとの原告の主張（原告準備書面(5)第2の1(2)・13ページ）に対する反論として、本件文書1には特に取捨選択された有意な情報が凝縮して記載されている主張することと何ら矛盾はない。

したがって、原告の前記1の主張は理由がない。

第5 本件文書1の各不開示部分の不開示情報該当性

1 1ページ21行目17文字目から22行目まで及び参考資料3に係る不開示部分について

原告は、本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料について、情報収集先の国や機関は、「米国を始めとする欧州各国や国連機関である国連大量破壊兵器廃棄特別委員会（UNSCOM）や国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）等であることは合理的に予想できるのであり、公にすることに

支障があるとは考えられない」と主張する（原告準備書面(7)第2の1(1)・13ページ）が、単なる臆測である上、このような臆測がなされたとしても、情報収集先を情報公開手続によって外務大臣が正式に公表することの支障がなくなるわけではない。

また、原告は、「情報収集先、収集した情報内容を示す標目もあり」（被告準備書面(5)第2の3(1)・11ページ）、「読み取ることができる」（被告準備書面(7)第2の1(2)ア・10ページ）、「把握することができる」（同）などの被告主張の表現を取り上げ、「標目全ての不開示を正当化することはできない」とか、「せいぜいそういった情報を推測する手がかりになりうる程度の情報」などとして情報公開法5条3号の該当性を否定しようとするが（原告準備書面(7)第2の1(1)・14ページ）、原告独自の見解であり、被告準備書面(5)第2の3(1)イ(7)（11及び12ページ）及び被告準備書面(7)第2の1(2)ア（10及び11ページ）で述べたとおり、資料の標目や作成時期全体を総覧・分析することで、個々の情報だけでは知り得ない、我が国が情報を収集する場合の傾向等を読み取ることができることを否定する根拠とはなり得ない。

2 1ページ脚注3行目から6行目までについて

原告は、「対イラク武力行使に関する意思決定を日本政府が現に検討している時点で、今後なされる意思決定に不当な圧力をかけようとしてそのような働きかけをする危険性」の方が、それから10年が経過して「かつての関与が推測される者に対してなされる働きかけをする危険性より遙かに高いはず」であり、「インタビュー対象者は『工作活動』及び『脅迫』の『対象となる蓋然性がより高い』との被告の主張は誤りである」旨主張する（原告準備書面(7)第2の2・15及び16ページ）。

しかしながら、被告は、「当時の資料に『主管』ないし『協議先』として肩書が記載されること」と「インタビューの対象者として選定されていること」を比較して、インタビュー対象者が明らかにされる場合には不当な働きかけの

蓋然性がより高くなると主張しているのであるから（被告準備書面(7)第2の2・13ページ）、過去の意思決定に不当な圧力をかけようとし働きかけが行われる当該過去の時点での危険性と、インタビュー対象者が公表されることでインタビューの後に同人に不当な働きかけが行われる今後の危険性とを比較する原告の上記主張は被告の主張に対する反論たり得ず、失当である。

3 項目「国際社会の情勢」について

本件追加開示決定④（乙第16号証）のとおり、当該不開示部分は3つの項目に分かれており、被告準備書面(7)第2の4(2)（14及び15ページ）で述べたとおり、対イラク武力行使に関する、イラクを除く各国の政治情勢や安保理関連の情勢のうち、我が国の対応を検討する上で重要であった考慮要素が3つの項目別に記載されている。すなわち、追加開示された本件文書1（乙第16号証）の1ないし4ページ「(1)イラク戦争の経緯」のように、イラク戦争の経緯における国際社会の主な出来事について時系列に沿って説明した部分とは異なり、当該不開示部分の記載自体に、我が国が当時、どのような国際情勢認識の中で、どのような比較衡量、判断を行い、イラクを巡る政策を検討していたかが如実に表れている。

この点、外交活動において、自国の認識や検討内容が明らかになることは、自らの懸念や行動の予見可能性を関係国にさらすことを意味し、これが将来の交渉戦略上好ましくないことは想像に難くない。当該不開示部分が開示されることで、我が国が政策決定に際して行う重要な各要素への価値判断や評価が明らかにされ、関係国が我が国の行う検討、比較衡量及びそれに基づく対応を予測することが容易となり、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがあるほか、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

4 項目「日本の状況」について

本件追加開示決定④により、平成13年4月以降、日本政府がテロとの闘い

を推進していたことに関する記載部分が新たに開示された（乙第16号証）。

一方で、不開示が維持された部分は、被告準備書面(7)第2の5(1)（15ページ）で述べたとおり、イラク以外の特定の地域に係る情勢に関し、イラクを巡る政策を検討する際の我が国の関心事項や政策決定における考慮事項が明らかになるものであり、その分量にかかわらず、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがあることは前記3と同様である。

5 項目「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」について

(1) 本件追加開示決定④により、以下の内容に関する部分が新たに開示された（乙第16号証）。

①平成14年1月のブッシュ大統領の「悪の枢軸」演説を契機に、イラクに対する武力行使が行われた際の我が国の対応について、外務省内で検討、情報収集等が開始されたこと、同年夏前にかけて、査察再開に向けたアナン国連事務総長による我が国とイラク側との対話努力が行われたこと、同年7月には国連事務総長の対話努力が行き詰まり、対イラク武力行使の蓋然性が改めて高まったこと

②同年9月12日、ブッシュ大統領が国連総会で国連安保理を通じた努力を行うと言明し、翌13日の日米首脳会談で、小泉総理大臣が同大統領に国際協調体制の構築に向けた努力をするよう説得を行ったこと、同年10月にかけて、我が国が米以外の安保理常任理事国に対して新たな安保理決議に向けた国際的連帯確保のための外交努力を行ったこと

③同年11月8日、安保理決議1441が採択され、我が国は事態の平和的解決に向けた外国努力を継続して実施し、イラクに対する働きかけのほか、特使を周辺国に派遣してイラクによる査察受入れ重要性について働きかけを行ったこと

④平成15年に入り、イラク側の協力が得られない中、米國務長官が安保理メンバー国に対し、国際社会が圧力を高めるよう呼びかけるとともに、このままでは査察継続に益のないことを訴えたこと、同年2月24日には米英西がいわゆる第2決議案を提案し、我が国は、安保理メンバー国と電話会議を重ね、外務副大臣をイラクに派遣するなど、武力行使回避に向けたぎりぎりの働きかけを行ったこと

⑤同年3月17日、米英西が第2決議案の採択を断念し、ブッシュ大統領が最後通告の演説を行った後、同月20日、対イラク武力行使が開始されたこと、上記最後通告演説の直後、小泉総理大臣が米国支持を表明し、武力行使開始後に改めて武力行使支持を表明し、併せて緊急人道支援、周辺国支援等を含む我が国の対応を発表したこと

一方で、不開示が維持された部分には、上記の各国際情勢を受けた随時の外務省内外における検討・調整過程、その視点や方針、政府高官への報告及び政府高官からの指示内容、また関係国に対する具体的な働きかけの内容が、時系列や因果関係、背景となる国際情勢及びそれに対する我が国の評価、本件検証としての分析等とともに記載されている。これら当該不開示部分は、上記①ないし⑤の追加開示部分と異なり、公にされることにより、我が国の外交及び安全保障関係における関心事項、政策決定において重視している事項が明らかとなる結果、関係国が我が国の行う検討、比較衡量及びそれに基づく対応を予測することが容易となり、関係国と我が国との間で、我が国が不利な立場に置かれ、他国との交渉上不利益を被るおそれ、また我が国の安全を害するおそれがある事項である。

また、当該不開示部分には公表を前提としない他国との個別具体的なやりとりも含まれており、これらを公表することで、他国との信頼関係を損なうおそれがある。

(2) 原告は、当該不開示部分について、「『対イラク武力行使支持に至る我が

国政府の検討過程・外交努力の概観』という事実を対象としているから、同じ事実について外務省が公にしている同種の資料と大半は内容が重複している」として、「被告が懸念するような支障のおそれが生じることは考えがたい」と主張する。また、被告が、公になっている事項が一部含まれ得るとしても、その余の事項との切り分けが困難であると主張したのに対し（被告準備書面(7)第2の6・16及び17ページ）、文字列で記載された報告書である以上、切り分けが困難ということ自体考えがたいと主張する（以上、原告準備書面(7)第2の6・19及び20ページ）。

しかしながら、当該不開示部分の内容は前記(1)のとおりであり、「外務省が公にしている同種の資料と大半は内容が重複している」との原告の主張は臆測にすぎない。また、外務省が公表している事項が含まれるとしても、その記載は、その事項を示すことのみ趣旨があるのではなく、本件検証の結果として、多数の出来事の中で我が国が特に重視した事項、あるいは我が国の意思決定に影響を与えた事項を抽出し、その事項に対する評価やその影響等と共に一体として示すことに趣旨があるのであり、原告の主張する「文字列による切り分け」も困難であるほか、仮に切り分けても当該記載自体が価値判断や評価を伴うものであることから、それを公にすることにより、上記のような支障が生ずることになる。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

6 項目「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求、指針」について

- (1) 本件追加開示決定④により、対イラク武力行使に関する我が国の情報収集について、在外公館及び外務省において、関連情報の収集に最大限努めていたこと、大多数の国が、イラクによる少なくとも化学兵器と生物兵器関連の大量破壊兵器の隠匿の可能性を認識していたと見受けられること、我が国の情報共有について、官邸及び外務省の主要関係者には必要な情報が共有され

ていたと見受けられることなどに関する部分が新たに開示された（乙第16号証）。

一方で、不開示が維持された部分には、被告準備書面(7)第2の7(1)（17ページ）で述べたとおり、我が国が収集した情報とその収集先、収集の手法、その際の視点、情報収集に係る外務省内外の指示の経緯等の具体的記載であり、情報収集先のみならず、我が国の情報収集能力や分析能力を明らかにするものであって、これを公にすることにより、将来の類似の事案において、我が国政府が行う情報収集や政策決定を関係国が推察することを可能とするほか、情報収集先との信頼関係を損なうものである。

(2) 原告は、当該不開示部分の情報公開法5条3号該当性に関する被告の主張は「どのような他国との関係でいかなる交渉上の不利益を被るかの具体的な説明は依然としてなく」、当該不開示部分の中の記載は相当抽象的されているはずであり、また、公にされた事項と文字列で切り分けることは可能であるから、同号該当性があるとは考えたがたいと主張する（原告準備書面(7)第2の7・21ページ）。

しかしながら、文字列による切り分けが可能との主張に理由がないことについては前記5で述べたとおりである。また、記載が抽象化されているとの点は原告の臆測にすぎず、前記(1)のとおり、当該不開示部分には具体的な情報収集活動について記載されている。一般的に、情報収集活動によって得られた情報の種類からは情報収集を行う主体が重視する事項が、また、情報収集先からはその主体が行う情報収集の方法や当該事項を判断する際に重視する関係主体が、それぞれ具体的に明らかになる。つまり、情報収集活動がその主体の行動様式を如実に表すものであり、本件についていえば、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上重視する国際情勢や関係諸国を表している。これは、関係国に対して我が国の政策上の懸念や行動の予見可能性を明らかにすることを意味し、もって関係国が自国を利し、我が国の

利益を害する戦略を取ること容易にする結果、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがあるほか、情報収集先との信頼関係が損なわれるおそれがあることは明らかである。

また、被告準備書面(1)第2の2(5ないし11ページ)で述べたとおり、情報公開訴訟においては、当該不開示決定に係る行政文書に記録された具体的な情報の内容が明らかにされてはならないだけでなく、それが公にされた場合に生じる支障の蓋然性は、それ自体が証拠に基づいて直接的具体的に証明されることまでは要求されていないと解され、被告が不開示情報に該当するとする情報の類型的な性質を明らかにすることなどにより、そのような情報が公にされた場合、経験則上、支障が生ずるおそれがあることを判断することが可能な程度の主張立証をすれば、不開示情報該当性は肯定されるというべきである。この点につき、被告は、上記のとおり、これまで、当該不開示部分について内容及びそれを公にした場合の支障について可能な限り主張してきたところであるが、これ以上に、どのような他国との関係でいかなる不利益を被るのかを具体的に説明することは、当該不開示部分に記載されている情報、例えば情報収集先やその内容そのものを明らかにすることを意味し、情報公開法の不開示事由の趣旨に反する結果となる。

以上から、原告の上記主張は理由がない。

7 項目「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」について

原告は、当該不開示部分を公にすると将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、対イラク武力行使当時と同様に我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合に我が国が検討や意思決定の方針を策定する上でどのような点を重視するかを容易に把握することが可能になるとの被告の主張(被告準備書面(7)第2の8・19及び20ページ)に対し、抽象的であり、日本がどのような他国との関係でいかなる交渉上の不利益を被るかの具体的な説明はなく、具体的にどのような理由で日本の安全が害されるおそれがあるか

の説明もないと主張する（原告準備書面(7)第8・22ページ）。

しかしながら、我が国の情報分析の手法や、それに基づく検討や意思決定の方針を策定する上でどのような点を重視するかなどを把握することにより、我が国の行動を予測したり、いずれかの手段で情報収集や分析に介入し、関係国が我が国の判断を自国に有利に、ないしは我が国に不利に誘導ないし操作することは容易に想定できるのであり、対イラク武力行使当時と同様の具体的事案が生じる前にこれ以上具体的に支障の内容や蓋然性を主張することは困難である。また、前記6で述べたとおり、情報公開訴訟においては、当該不開示決定に係る行政文書に記録された具体的な情報が公にされた場合に生じる支障の蓋然性は、それ自体が証拠に基づいて直接的具体的に証明されることまでは要求されていないのであり、原告の上記主張は失当である。

8 項目「検討・意思決定プロセス」について

本件追加開示決定④では、対イラク武力行使に関する我が国の政策検討・決定プロセスにおいて、外務省の事務当局と政務レベルの間、外務省と官邸の間で密接な協議の下、検討・意思決定が行われていたとの内容が新たに開示された（乙第16号証）。

一方で、不開示が維持された部分には、上記の外務省と官邸との間での密接な協議の下で行われた検討・意思決定の具体的な内容である、外務省内における関係局内の協議の開催状況や態様、また官邸との協議状況及びそれに対する本件検証としての評価等が記載されている。すなわち、政府内での政策検討・決定プロセスに関する具体的な内容が要点を絞って記載されており、政策決定・実施に関する他項目の記載と併せて、我が国の政策検討・決定プロセスを具体的に推測し得る内容であって、被告準備書面(5)第2の(9)イ(7)（31ページ）で述べたとおり、こうした内容が公にされることで、我が国の対応が推測され、関係国が自国を利する形での効果的な外交活動を行うなど、我が国にとって他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

9 項目「武力行使の支持に至るプロセス」について

追加開示決定④では、平成14年1月29日のブッシュ大統領のいわゆる悪の枢軸演説以降、外務省において、あり得べき対イラク武力行使に関する対応について予備的な検討が開始されたこと、我が国が新たな安保理決議の採択のための働きかけを行い、安保理決議1441が全会一致で採択されたほか、我が国がいわゆる第2決議の採択に向けた外交努力をぎりぎりまで追求したことについての記載が新たに開示された（乙第16号証）。

一方で、不開示が維持された部分には、上記の予備的な検討以降、我が国が対イラク武力行使に対する支持を表明するに至るまでの政策決定プロセスに関し、その前提となる我が国の情勢認識、我が国の政策上特に重要な考慮要素（国際情勢や二国間関係等）及びこれら様々な要素を比較衡量して判断を行った過程、あり得べき政策決定の内容とその留意事項、関係諸国との非公表のやりとり及びそれらに対する本件検証としての分析・評価が記載されており、我が国が具体的にいかなる要素を重視して政策決定を行ったのかが如実に表れている。

公表された会談や協議の記載について、文字列による切り分けが可能との原告の主張（原告準備書面(7)第2の10・24ページ）に理由がないことについては前記5で述べたとおりである。

10 項目「米側への働きかけ」について

本件追加開示決定④により、平成14年9月13日の日米首脳会談において、小泉総理がブッシュ大統領に対し、国連を中心とした努力を惜しむべきではない旨を伝えたとの部分が新たに開示された（乙第16号証）。

一方、不開示が維持された部分は、非公表を前提に行った米国との個別具体的なやり取りの内容に関する記載があり、これが公にされることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

また、当該不開示部分には、我が国が米国への働きかけを行うに当たって特

に重視した考慮事由やそれに対する本件検証としての評価に関する記載が含まれており、我が国が米国との関係で重要と考える要素が端的に記載されている。米国は我が国にとって最も重要な同盟国の1つであることは明白であり、米国との関係で我が国が考慮する事項は日本の外交政策全般に影響を与えているものである。これが公にされると、関係国が我が国の行う検討、比較衡量及びそれに基づく対応を予測することが容易となり、関係国と我が国との間で、我が国が不利な立場に置かれる結果、他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

公にされている事項との文字列の切り分けが可能であるとの原告の主張（原告準備書面(7)第2の11・24ページ）に理由がないことは、前記5のとおりである。

1.1 項目「米国以外の各国への働きかけ」について

(1) 本件追加開示決定④により、我が国が仏露独を含む安保理メンバーに対し、いわゆる第2決議の採択のための働きかけを行ったこと、我が国が総理大臣特使をイラク及びイラク周辺国に派遣したこと、フランスとの間で小泉総理が電話首脳会談を行ったことなどの部分が新たに開示された（乙第16号証）。

一方で、不開示が維持された部分には、上記の働きかけを行う背景に当たる、我が国の他国への評価や働きかけの狙い、また働きかけの内容やその結果、さらに本件検証としての評価等が、他国との関係で公表されていない内容も含めて記載されている。

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国がどのような政策的意図の下に各国に対し働きかけを行っていたかが明らかとなり、関係国が我が国の行う検討、比較衡量及びそれに基づく対応を予測することが容易となり、関係国と我が国との間で、我が国が不利な立場に置かれる結果、他国との交渉上不利益を被るおそれがある。また、公表されていない他国への働きかけや我が国の評価等は、これを公表することで、他国との信頼関係

を損なうおそれがある。

- (2) 公にされている事項との文字列の切り分けが可能であるとの原告の主張（原告準備書面(7)第2の12・25ページ）に理由がないことは、前記5のとおりである。また、原告は、当時の外務大臣が新たな安保理決議の採択に向けて日本が行った働きかけについて会見で説明し、これを外務省が公表している（甲第34号証）として、関係国との調整・協議は不開示事由に該当しないと主張する（原告準備書面(7)第2の12・25及び26ページ）が、当該不開示部分の内容は前記(1)のとおりであり、甲第34号証の内容と一致するかのような原告の主張の前提が誤りである。

1.2 項目「武力行使の法的側面」について

原告は、当該不開示部分について、当時の外務大臣が対イラク武力行使に関する法的見解を会見で述べており（甲第34号証）、日本の外務省が開示した文書にも法的根拠について記載したものがあから（甲第31号証及び第32号証）、不開示とすべき合理的理由を見いだすことはできないと主張する（原告準備書面(6)第3・12ないし16ページ、原告準備書面(7)第2の13・26ページ）。

しかしながら、被告準備書面(7)第2の13(1)（25ページ）で述べたとおり、当該不開示部分の内容は、対イラク武力行使にしかるべき法的根拠を持たせるための我が国の見解、当時我が国として連携を重視していた特定の国との調整や、当該特定の国に対する我が国の評価等であり、法的根拠についての我が国や国際社会の見解という結論のみならず、そこに至る過程の検討や交渉の状況が具体的に記載されている。これらの内容は、甲第30号証ないし第32号証、及び第34号証等とは異なるものであり、これらの証拠から当該不開示部分に不開示とすべき合理的な理由がないとする原告の主張に理由がない。

また、前記第2の2で述べたとおり、諸外国の報告書は各国がそれぞれの目的に基づき、判断、実施したものであって、本件文書1の不開示部分が日本の

情報公開法上の不開示事由は我が国にとっての「おそれ」であるから、事情の異なる諸外国が本件文書1とは別の検証報告書等を公表しているとしても、そのことから直ちに上記「おそれ」がないということにはならない。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

1 3 項目「武力行使支持の理由」について

原告は、当該不開示部分に記載された内容は、15年も経過した過去の国情勢に関する事実であり、これを公表したからといって、日本の今後の対応を正確に予測することなどできない旨主張する（原告準備書面(7)第2の14・27ページ）。

しかしながら、15年という時の経過をもって今日の我が国の政策と関連がないかのような上記主張は理由がない。例えば、我が国や関係国の地理的・経済的位置づけは15年という時が経過しても多分に変化するものではない。こうした要因は我が国の安全保障環境を大きく規定するものである。当該不開示部分には、既に公にされている、我が国が武力行使を支持した主な理由のみならず、このような、我が国の安全保障環境にいまなお深く関係する国や地域的情勢やこれらと我が国の関係に係る我が国の評価などを踏まえて更に踏み込んだ実地的な理由が記載されている。たとえそれが過去の時点での情勢及び評価であったとしても、我が国と関係国の立場やこれらを取り巻く環境に同一性を失うほどの変化がない限り、これを開示することは、現在の我が国の対応を予測することにつながるものであり、他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

1 4 項目「国民への説明責任についての検証」について

本件追加開示決定④により、外務省において、対イラク武力行使に関する国民への説明責任の重要性が認識されていたこと、平成14年10月以降の広報活動、国会答弁、メディア対応の具体的内容、世論調査の結果に関する部分が新たに開示された（乙第16号証）。

一方で、不開示が維持された部分には、説明責任を果たすための具体的な手

法や目指すべき国民の理解の在り方に関する外務省内における検討内容が記載されている。より具体的には、政府がいかなる考え方の下、どのような方法で、国内の世論形成に努めていたかに関する検討状況や、これを踏まえて他国に対して行っていた働きかけに関する記載が存する。

被告準備書面(7)第2の15(2)(27ページ)でも述べたとおり、外交政策に対する国内における理解・支持を得られているかは、当該政策の持続可能性や国際社会における説得力等に関わり、当該政策の効果に多分に影響を与えるものである。こうした考えの下、上記のとおり、我が国として、外交政策内の要素のうち、特に国内政策上重視する要素について国民の理解を得るべく、国民に対して種々の説明等を行っているのであり、また、外交政策について国内の理解を得るために行うさらなる外交活動もあり、外交政策と国民に向けての説明や世論は表裏一体をなすものである。

当該不開示部分は、対イラク武力行使について特に国民への説明をいかに果たすかという観点から、我が国が国内政策上重視する要素を明白に示すものである。他国がこれを参照することで我が国政府内での政策検討プロセスや検討における比較衡量の状況が明らかとなり、我が国の政策の予見可能性が高まる結果、他国との交渉上不利益を被るおそれ、また国の安全が害されるおそれがある。

15 項目「情報収集・分析」について

本件追加開示決定④により、対イラク武力行使の関連情報の収集・分析についての評価と課題についての内容が新たに開示された(乙第16号証)。

一方で、不開示が維持された部分には、活用すべき情報収集先、外務省における政策担当部局と情報担当部局の具体的な連携方法、情報の分析に際しての考え方等について、当時の活動に対する評価や今後の指針が記載されている。つまり、政策決定の基盤である情報収集及び分析に関して今後の我が国の指針となる内容となっており、他国がこれを参照することで我が国の情報収集活動

及びそれに基づく政府内での政策検討プロセスが明らかとなり、我が国の政策の予見可能性が高まる結果、他国との交渉上不利益を被るおそれ、また国の安全が害されるおそれがある。

原告は15年の「時の経過」を理由に、被告の主張する支障のおそれが認められないと主張するが（原告準備書面(7)第2の16・29ページ）、前記13で述べたとおり、我が国や関係国の地理的・経済的位置づけは15年という時が経過しても多分に変化するものではないし、上記のような今後の我が国の課題に関する記載についてはまさに現在の我が国の政策に関わる内容であるから、原告の主張は理由がない。

16 項目「政策決定・実施」について

本件追加開示決定④により、対イラク武力行使に関する政策決定・実施のプロセスにおける、外務省と官邸、外務省内の連携、米国その他諸外国との連携や働きかけの内容及び評価についての内容が新たに開示された（乙第16号証）。

一方で、不開示が維持された部分には、政策決定過程における外務省内及び外務省と官邸との調整・検討状況、米、英、仏、独、イラク、イラク周辺国等との連携に対する評価及び我が国の考え方、大量破壊兵器の存否に関する我が国の検討に対する分析・評価について記載されている。こうした情報が公になり、他国がこれを参照することで、我が国の情報収集活動及びそれに基づく政府内での政策検討プロセスが明らかとなり、我が国の政策の予見可能性が高まる結果、他国との交渉上不利益を被るおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

また、「時の経過」に関する原告の主張（原告準備書面(7)第2の17・30ページ）に理由がないことは前記13で述べたとおりである。

17 項目「国民への説明責任」について

前記14で述べたとおり、外交政策に対する国内における理解・支持を得ら

れているかは、当該政策の持続可能性や国際社会における説得力等に関わり、当該政策の効果に多分に影響を与えるものである。したがって、対イラク武力行使支持に関し、広く国民の理解を得るために行った広報活動に対する評価や今後あるべき広報活動の具体的手法や時期に関する記載は、特に国民への説明をいかに果たすかという観点から、我が国が国内政策上重視する要素を明白に示すものであり、他国がこれを参照することで我が国政府内での政策検討プロセスや検討における比較衡量が明らかとなり、我が国の政策の予見可能性が高まる結果、他国との交渉上不利益を被るおそれ、また国の安全が害されるおそれがある。

原告は、当該項目には「イラク攻撃支持に対する国民の理解を得るとの観点から、関係国に対して行った働きかけ」については記述されていないことから、当該不開示情報は国内向けの事柄にとどまり、外交政策ないし対外的・国際的に影響を与えるものではない旨主張する（原告準備書面(7)第2の18・30及び31ページ）。

しかし、上記のとおり、外交政策と国民に向けての説明は表裏一体をなすものであって、関係国への働きかけに関する記述がされていないことをもって、当該不開示情報が外交政策ないし対外的・国際的に影響を与えるものではないとする原告の主張は理由がない。

18 「参考資料2（検証チーム名簿）」について

検証体制についてより一層の説明を行うという観点から、本件追加開示決定④により、従前の全体統括者の公表に加え、検証報告書作成当時、幹部として外務省ホームページに記載のあった者の氏名及び当時の肩書が新たに開示された（乙第16号証）。

一方で、その他の検証チーム構成員については、当時非幹部職で氏名や肩書も公表されていなかった者であるから、その氏名が公になることにより不当な働きかけの蓋然性が高まる程度は、氏名等が公表されていた者に比してより大

きく、その結果、今後、政府部内での協議、検討、検証等が行われる際に同様の立場の者から忌憚のない率直な意見を得ることが困難となるおそれがあるため、不開示が維持されたものである。

19 小括

(1) ア 以上のとおり、本件追加開示決定④で不開示が維持された部分のうち、本件文書1の1ページ脚注3行目から6行目まで及び26ページ検証チーム名簿8行目から11行目を除いた部分は、上記と異なり、非公表の内容ないしは非公表の内容と一体として示されたもの、当該記載自体が価値判断や評価を伴うものであり、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

したがって、上記の不開示が維持された部分は、本件文書1の1ページ脚注3行目から6行目まで及び26ページ検証チーム名簿8行目から11行目を除き、情報公開法5条3号の不開示情報に該当し、そのため、我が国の今後の外交事務に支障を及ぼすおそれがあり、同条6号にも該当する。

イ また、不開示が維持された部分は、本件文書1の1ページ21行目17文字目から22行目まで及び参考資料3を除き、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、将来の同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、同条5号に該当する。

ウ さらに、不開示が維持された部分のうち、本件文書1の1ページ脚注3行目から6行目まで及び26ページ検証チーム名簿8行目から11行目は、公表されていない、インタビューの対象者及び検証チームメンバーの氏名及び当時の肩書であり、これを公にすることにより、今後、外務省が同様の検証等の事務を行う上で多大の支障が生ずるおそれがあり、同条6号に該当する。

(2) これまで、被告は、本件文書1の不開示部分の不開示情報該当性の具体的な内容やそれが公にされた場合に生じる支障とその蓋然性について、被告準備書面(2)第3の1及び2, 4ないし19(6ないし10, 12ないし41ページ), 被告準備書面(5)第2の3(1)及び(2), (4)ないし(19)(11ないし14, 18ないし64ページ), 被告準備書面(7)第2の1及び2, 4ないし19(9ないし13, 15ないし31ページ), 更に前記1ないし18において、当該不開示部分に記載されている情報の内容そのものを明らかにしない限度で、可能な限り主張してきたところであり、以上の主張立証を踏まえれば、本件追加開示決定④で不開示が維持された部分に係る不開示決定が適法であることは明らかである。

第6 結語

以上のとおり、本件文書1の不開示部分に係る不開示決定は適法であり、本原告の請求には理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上